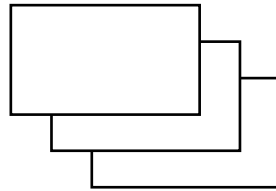


Asakura Minimum Text

民法 -Civil law-

第四編 債權總論・各論



第4章

多数当事者の債権債務関係

第1節 連帯債務

1 連帯債務

(1) 意義

連帯債務とは、数人の債務者が、同一内容の給付について、各自が独立に全部の給付をなすべき債務を負担し、しかもそのうちの1人の給付があれば他の債務者も債務を免れる多数当事者の債務関係をいう。

(2) 性質

i 独立した債務

(a) 各債務者の債務はその態様を異にすることができる。つまり各人の負担する債務の額、利率、条件、期限が異なってもよい。

(b) 連帯債務者の1人に対する債権だけを分離して譲渡することができる。また、連帯債務者1人についてののみ、保証人を立てることができる。

ii 各連帯債務者の義務

各連帯債務者は全部の給付をなすべき義務を負う。

iii 連帯債務者の1人の給付

連帯債務者の1人の給付があれば全連帯債務者の債務が消滅する。

2 連帯債務の特徴

(1) 絶対的効力と相対的効力

	絶対的効力	相対的効力
意義	債権者と1人の連帯債務者との間に生じた事由が、債権者和其他の連帯債務者の間にも効力が及ぶこと	債権者と1人の連帯債務者との間に生じた事由が、債権者和其他の連帯債務者の間には効力が及ばないこと
具体例	① 弁済（代物弁済・供託） ② 請求（434） ③ 更改（435） ④ 相殺（436 I） ⑤ 免除（437） ⑥ 混同（438） ⑦ 時効の完成（439）	① 債務者の1人について生じた法律行為の無効又は取消原因（433） ② 請求以外の時効中断事由

4-4

10-7

19-19

28-17

(2) 連帯債務と法律行為との関係

連帯債務者の一人に 対して生じた事由	具体例	
履行の請求 (434)	甲・乙・丙がAに対し90万円の連帯債務を負担している場合、Aが甲に対して、裁判上の請求をした場合、乙・丙に対する債務の消滅時効も中断する。	6-1.8-7 19-19.21-16 28-17
更改 (435)	甲・乙・丙がAに対し90万円の連帯債務を負担している場合、甲A間でこれを不動産引渡債務に更改する契約をすれば、反対の特約のない限り、乙・丙も債務を免れる。 その後、甲は乙・丙に対してそれぞれの負担部分だけ求償をなすうる。	25-16
相殺 (436)	① 連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有していれば、自己の負担部分を越えても相殺することができる。 ② 反対債権を有する連帯債務者の1人が自ら相殺を援用しない場合、他の連帯債務者はその債務者の 負担部分の範囲内 で、相殺を援用することができる。	6-1.10-7 25-16 28-17
免除 (437)	【全部免除】 甲・乙・丙がAに対し90万円の連帯債務を負担している場合に、Aが甲に対しその債務を免除すれば、甲は免責されるが、同時に乙・丙も甲の負担部分（平等とすれば30万円）について債務を免れ、その後は乙と丙が60万円について連帯債務を負うことになる。 【一部免除】 債権者Aに対し90万円の連帯債務を負担していた甲、乙及び丙（負担部分は平等とする）のうち1人である甲が45万円の免除を受けた場合、乙・丙のAに対する負担は75万円となる。 ⇒ 全部免除があった場合に比例した割合において、その負担部分につき絶対的効力を生じる（大判昭15.9.21）。	1-14 4-4 6-1 15-18 25-16 28-17
混同 (438)	連帯債務者甲・乙・丙のうち甲が、債権者Aを相続した場合、混同（520）が生じ、甲が弁済したものとみなされる結果、乙・丙は債務を免れる。	25-16 28-17
時効の完成 (439)	90万円についての連帯債務者甲・乙・丙のうち甲のために時効が完成すれば、乙・丙も甲の負担部分（平等とすれば30万円）だけ債務を免れ、乙・丙とも60万円の債務となる。	4-4.6-1 10-7.25-16

3 連帯債務者の求償権

15-18

442条【連帯債務者の求償権】

- I 連帯債務者の1人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。
- II 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

(1) 求償権の意義

求償権とは、連帯債務者の一人が、弁済その他の自己の出捐で、総債務者の共同の免責を得たときに、他の債務者に対し各自の負担部分に応じた償還を求める権利である。

(2) 要件

① 『連帯債務者の1人が弁済をし、その他自己の財産をもって』

弁済・代物弁済・供託・更改・混同は該当するが、**免除や時効の完成**は求償の基礎とならず該当しない。

② 『共同の免責を得た』こと。

共同の免責を得たとは、連帯債務者の1人が、弁済その他の支出によって債務を消滅又は減少させたことを指す。

なお、連帯債務者の1人が債務の一部を弁済した場合、その弁済額が自己の負担部分を超えないときであっても、他の連帯債務者に対して、弁済額にその負担部分を乗じた額について求償することができる（大判大6.5.3）。

cf. 共同保証人間の求償関係の場合、負担部分を超えた額を弁済しなければ求償できない（442II）。

(3) 効果

求償できる範囲は、共同の免責を得た出捐額、免責のあった日以後の法定利息、避けることができなかつた費用その他の損害の賠償である（442II）。

4 通知を怠った連帯債務者の求償の制限

443条【通知を怠った連帯債務者の求償の制限】

- I 連帯債務者の1人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。
- II 連帯債務者の1人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったとみなすことができる。

(1) 意義

本条は、連帯債務者の1人が弁済その他の共同免責を受ける出捐をなすことは、他の債務者に重大な影響があるため、事前及び事後に他の債務者に通知すべきことを規定し、これを怠った場合には一定の範囲で求償権が制限される不利益を受けるものとする一方で、過失のない他の債務者を保護する趣旨の規定である。

(2) 通知を怠った場合

	事前の通知を怠った場合(1項)	事後の通知を怠った場合(2項)
要件	① 連帯債務者の1人が、他の債務者に通知しないで弁済その他の出捐をして共同の免責を得たこと ② 他の債務者が債権者に『対抗することができる事由』を有していたこと	① 連帯債務者の1人が自己の出捐によって共同の免責を得たこと ② 事後的に他の債務者に通知することを怠ったこと ③ 他の債務者が善意で弁済、その他有償で免責を得たこと
効果	自己の負担部分につき、これをもって弁済した債務者に対抗することができる。	自己の免責行為が有効であることを主張できる。

7-6
8-7
15-18
28-17

⇒ 事前と事後の通知を共に怠った場合には、両者に過失があるのであるから443条1項・2項ともに適用がなく、原則どおり第1の出捐が有効となる(最判昭57.12.17)。

5 償還をする資力のない者の負担部分の分担

15-18

444条【求償をする資力のない者の負担部分の分担】

連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分担して負担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

(1) 意義

本条は、連帯債務者のうち償還する資力のない者があるときは、その償還できない部分を弁済者だけに負担させるのは不公平なので、求償者および他の資力のある債務者に各自の負担部分に応じて分担させることを趣旨とした規定である。

(2) 具体例

甲・乙・丙が平等の負担部分で90万円の連帯債務を負い、甲が全額弁済した場合に、丙が無資力で償還できないときは、丙の負担部分30万円を甲と乙とでそれぞれの負担部分に応じて、すなわち、15万円ずつ分担することになる。結果甲は乙に対し45万円求償できる。

6 連帯の免除

445条【連帯の免除と弁済をする資力のない者の負担部分の分担】

連帯債務者の1人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。

(1) 意義

連帯の免除とは、債権者が債務者に対しその債務額を負担部分に制限する旨の意思表示をいう。連帯の免除には以下のように2種類ある。

(2) 絶対的連帯の免除と相対的連帯の免除

絶対的連帯の免除	総債務者について連帯の免除をなす場合をいう。その結果、連帯債務は分割債務となり、負担部分ゼロの者は全債務を免れる。
相対的連帯の免除	1人又は数人の債務者についてのみ連帯の免除をなす場合をいう。その結果、免除を受けた者だけが分割債務を負担し、他の債務者は依然として全部給付の義務を負う。

15-18

第4節 保証

1 保証の性質

5-5.10-7

独立性	保証債務は、主たる債務とは別個独立した債務である。 その性質から、保証債務についてのみ違約金・損害賠償の予定額を定めることも可能である（447Ⅱ）。	
	16-17	
内容の同一性	主たる債務と同一内容の給付を目的とする。（※1）	
付従性	成立の付従性	主たる債務が成立しなければ保証債務も成立しない。
	消滅の付従性	主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅する。
	内容の付従性	保証債務の内容が主たる債務より重い場合、主たる債務の限度に減縮される（448）。（※2）
随伴性	主たる債権が移転すれば、保証債務もそれにともない移転する。	
補充性 （※3）	保証債務は、主たる債務が履行されない場合に第2次的に履行すべき債務である（446Ⅰ）。 従って、保証人は催告・検索の抗弁権を有する（452, 453）。（※4）	

（※1） 主たる債務に関する利息，違約金，損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する（447Ⅰ）。

（※2） 主たる債務が条件付，保証債務が無条件

⇒ 保証債務も条件付となる

主たる債務が200万円，保証債務が300万円

⇒ 保証債務も200万円となる

主たる債務が弁済期2年後，保証債務が1年後

⇒ 保証債務も2年後となる

（※3） 連帯保証（454）には補充性は認められていない。

5-5

（※4） 催告の抗弁・検索の抗弁（452, 453）

13-15

- ・ 催告の抗弁権とは、債権者があらかじめ主たる債務者に請求することなく保証人に請求してきた場合に、まず、主たる債務者に請求するよう求めることができる保証人の抗弁権である。

- ・ 検索の抗弁権とは、債権者からの債務の履行請求に対して、まず主たる債務者の財産について執行するよう求めることができる保証人の抗弁権である。

2 取り消すことができる債務の保証

s61-5

行為能力の制限（詐欺・強迫 ×）によって取り消すことができる債務を保証した者は、保証契約の時ににおいてその取消しの原因を知っていた（過失によって知らず ×）ときは、主たる債務の不履行の場合又はその債務の取消しの場合においてこれと同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する（みなす ×）（449）。

《重要判例》

- ・ 特定物の売買契約における売主のための保証人は、特に反対の意思表示のないかぎり、売主の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務についても、保証の責任を負う（最判昭 40.6.30）。
- ・ 主たる債務者に対する債権が譲渡され、その対抗要件が備わったときには、保証人に 13-15 対する債権もそれに随伴し保証人に対抗することができる（大判大 6.7.2）。

3 共同保証

(1) 意義

共同保証とは、同一の主たる債務について、数人の保証人がある場合をいう。数人の保証人が、①通常の保証人である場合、②連帯保証人である場合、③保証連帯（通常の保証人であるが、これらの者の間に全額弁済の特約のある場合）の3つの類型がある。

(2) 分別の利益

共同保証人は、各別の行為で保証債務を負担したときでも、主たる債務の額を平等の割合で分割した額についてのみ保証債務を負担する。

(3) 通常の保証・連帯保証・保証連帯の内容

	意義	分別の利益の有無
通常の保証	主たる債務者が債務を履行しない場合に、その債務を主たる債務者に代わって履行する義務を負うもの（446）。	有
連帯保証	保証人が債務者と連帯して保証債務を負担するもの。	無
保証連帯	主債務者との関係では通常の保証と同一であるが、保証人相互間に全額弁済の特約があるもの。	無

8-7
27-17

4 各当事者について生じた事由の効力

(1) 主たる債務者・保証人について生じた事由の効力

	主たる債務者について 生じた事由の効力	保証人について生じた事由の効力	
内容	保証債務の付従性から、保証債務の内容を加重するものでない限り、原則として主たる債務者について生じた事由の効力は、全て保証人に対して効力を生じる。	弁済その他債権者に満足を与えるもの以外は、主たる債務者にその効力を及ぼさない。	13-15 28-17
備考	その一例として主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対してもその効力を生ずる(457 I)。なお、主たる債務者が時効の利益を放棄する行為に出た場合においても、保証人は主たる債務の消滅時効を援用することができる(大判昭8.10.13)。	債権を譲渡した場合において、債権譲渡の通知を保証人に対してしたときは、保証人にも主たる債務者に対しても、効力を生じない(大判昭9.3.29)。	5-5 13-15 28-17

(2) 主たる債務者の債権による相殺(457 II)

保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる(457 II)。

457条2項は、相殺権の行使は他人の権利の処分であり厳密には付従性に基づくものとはいえないが、保証人の保護・決済の便宜のため債務者の有する債権での相殺を認める趣旨である。

(3) 連帯保証の場合における主たる債務者・保証人について生じた事由の効力

	主たる債務者について 生じた事由の効力	連帯保証人について生じた事由の効力	
内容	保証債務の付従性によりすべて連帯保証人に及ぶ。	連帯保証人には連帯債務に関する434条から440条までの規定が準用されている(458)。	13-15 16-17 27-17 28-17
備考		ただし、連帯保証人には負担部分がないため負担部分を前提とするもの(相殺権の援用 436 II・免除 437・時効 439)は準用の余地がない。 つまり準用されるものは請求 434・更改 435・相殺 436 I・混同 438・相対効 440である。	6-1 19-19 28-17

5 保証人の求償権

(1) 意義

保証人は、主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、主たる債務者に対して求償権を有する（459 I、462）。

(2) 求償権の範囲

	委託を受けた保証人	委託を受けない保証人
求償権の範囲	弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償（459 II、442 II）	<p>【主たる債務者の意思に反しない場合】 保証人が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせた当時に、主たる債務者が利益を受けた限度（462 I）</p> <p>【主たる債務者の意思に反する場合】 保証人の求償当時に、主たる債務者が現に利益を受けている限度（462 II 前段）（※）</p>

7-6

10-6

27-17

（※） この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる（462 II 後段）。

(3) 事前求償権

460 条【委託を受けた保証人の事前の求償権】

保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。

- ① 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。
- ② 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない。
- ③ 債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後 10 年を経過したとき。

7-6

⇒ 本条は、本来委託を受けた保証人は、受託者として 649 条に基づく費用前払請求権を有するはずであるが、保証人の事前求償を常に認めるのであれば、①主債務者が自ら弁済すればよく、②保証人が事前に債務者から弁済を受けたことにより債務者が無資力となったのでは債権者にとって保証人を付けた意味がなくなるため、事前求償をなしうる場合を限定する趣旨の規定である。

《重要判例》

- ・ 抵当不動産の売却代金の配当等による被担保債権の消滅又は物上保証人の被担保債権の弁済をもって委任事務の処理と解することはできず、物上保証人の事前求償権は認められない（最判平 2.12.18）。 17-19
26-12
- ・ 主たる債務を消滅せしめた行為が取消し・否認によって効力を失い、主たる債務が復活した場合には、保証債務も復活する（最判昭 48.11.22）。 13-15

(4) 求償制限

463 条【通知を怠った保証人の求償の制限】

- I 第 443 条の規定（通知を怠った連帯債務者の求償の制限）は、保証人について準用する。
- II 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をしその他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、第 443 条の規定は、主たる債務者についても準用する。

⇒ 主たる債務者と保証人が二重に弁済したり、抗弁権があるのに弁済してしまうという不利益を避けるため、事前・事後の通知を義務づけたものである。

(5) 【求償関係のまとめ】

	事前通知	事後通知
受託保証人 ⇒ 主債務者（463 I, 443 I II）	○	○
委託のない保証人 ⇒ 主債務者（463 I, 443 I II）	○	○
主債務者 ⇒ 受託保証人（463, 443 II）	× (※1)	○ (※2)
主債務者 ⇒ 委託のない保証人	× (※1)	× (※3)

s63-05
28-17

- (※1) 主債務者が保証人に求償することがありえないため
- (※2) 保証人が二重に弁済をするおそれがあるため
- (※3) 保証人となることを頼んでいない者に対してするのは酷

第1節 債権譲渡

466条【債権の譲渡性】

- I 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- II 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

1 意義・効果

債権譲渡とは債権がその同一性を有したまま、譲渡人から譲受人へ移転することを目的とする契約をいう。債権はその同一性を保ちつつ移転し、同時履行の抗弁権・担保権・保証債権なども原則として移転する。契約上の地位までは移転しないので、**取消権や解除権は移転しない**。

26-17

2 債権の譲渡性とその制限

(1) 債権の譲渡性

債権は、原則として自由に譲渡することができる(466 I 本)。

将来発生すべき債権であっても、目的とする債権が**特定されていれば**、債権発生の可能性にかかわらず、有効に譲渡することができる(最判平 11.1.29)。

11-5

(2) 譲渡性の制限

- ① 債権の性質が譲渡を許さない場合(466 I) e.g. 特定の人の肖像を描かせる債権
- ② 法律上譲渡が禁止される場合 e.g. 扶養請求権
- ③ 譲渡禁止特約が存在する場合(466 II)

債権譲渡の無効を主張することができるのは、原則として、債務者及びその承継人に限られる。

11-5

3 譲渡禁止特約の効果

11-5

原則	譲渡禁止特約の効果については、条文自体が禁止特約を認めていることから、 物権的効力を有するとされ、特約に反する譲渡は、譲渡自体が無効となる （最判昭 49.4.26）。	19-18
例外	① 譲受人が譲渡禁止特約の存在につき 善意・無重過失 の場合（466Ⅱ但, 最判昭 48.7.19）。（※） ② 譲受人が譲渡禁止特約の存在につき 悪意 の場合でも、債務者が承諾を与えたときは 譲渡時に遡って有効 となる（最判昭 52.3.17）。ただし、116条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできない（最判平 9.6.5）。	22-17

（※） 譲渡禁止特約のある債権であっても、**差押債権者の善意・悪意を問わず**、差押え・転付命令によって移転する（最判昭 45.4.10）。

4-5

∴ 差押え・転付命令という取引行為ではないものに取得者の善意・悪意を問題とすることは不適當であるから

19-18

4 債務者に対する対抗要件（債務者への通知又は債務者の承諾）

467条【指名債権の譲渡の対抗要件】

I 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

(1) 通知・承諾

通知	① 通知は 譲渡人 からする必要があるが、 譲受人が譲渡人に代位して通知することはできない （大判昭 5.10.10）。 cf. 譲受人が譲渡人の代理人・使者として通知することは可能。 ② 債権がAからB、BからCと順次に譲渡された場合には、CはBのAに対する、債務者に 通知すべき旨の請求権を代位行使 することができる（大判大 8.6.26）。	3-18.8-6 22-16 22-16
承諾	譲渡人・譲受人のいずれになしてもよい （大判昭 6.10.2）。	4-5

(2) 通知・承諾の時期

通知・承諾の時期は、債権譲渡と同時である必要はなく、譲渡後でもよい。

8-6

譲渡前の通知は無効であるが、譲渡前の承諾は譲渡債権と譲受人が特定されていれば有効である（最判昭 28.5.29）。

19-18

5 第三者への対抗要件（確定日付ある証書による通知又は承諾）

3-18

467条【指名債権の譲渡の対抗要件】

26-17

Ⅱ 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

(1) 第三者の範囲

第三者の意義	譲渡当事者以外の者で、債権そのものに対し法律上の利益を有する者をいう（大判大 8.6.30）
第三者の具体例	債権の二重譲受人、譲渡債権を差し押さえた譲渡人の債権者、債権上の質権者

(2) 債権の二重譲渡と譲受人の優劣

i 債権が消滅した後に第二の譲渡がおこなわれた場合

9-5

第一の債権譲渡の後、債権が弁済、その他の事由によって消滅し、さらに当該債権について第二の譲渡がおこなわれた場合、第二の譲渡について確定日付ある証書によって通知がされても、第二の譲受人は既に消滅した債権を譲り受けたのであり、債権を取得できない（大判昭 7.12.6）。

14-17

ii 第二譲渡についてのみ確定日付ある通知がされた場合

3-18

第一の債権譲渡の後、さらに同一の債権が二重に譲渡され、第二の譲渡についてのみ確定日付ある通知がされた場合は、第二の譲受人が唯一の債権者となる（大連判大 8.3.28）。

iii 確定日付ある証書による指名債権の二重譲渡の場合の優劣の基準

4-5

通知が債務者に到達した日時又は承諾の日時の先後により優劣を決する（最判昭 49.3.7）。

22-17

iv 債権が二重譲渡され、確定日付ある通知・承諾が同時に到達した場合の優劣

9-5

各譲受人は第三債務者に対し、各々の譲り受けた債権の全額の弁済を請求することができ、譲受人の1人から請求を受けた第三債務者は、他の譲受人に対する弁済その他の債務消滅事由がない限り、弁済を免れない（最判昭 55.1.11）。

14-17

v 同一の債権に関する差押通知と確定日付ある通知の第三債務者への到達の先後が不明の場合

差押権者及び債権譲受人はいずれも互いに自己が優先的地位にあると主張することはできず、第三債務者が債権額に相当する金額を供託し、被差押債権額と譲受債

権額の合計額が供託金額を超過するときは、差押債権者と債権譲受人は被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を按分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する（最判平 5.3.30）。

vi 債権の譲受人からさらに債権を譲り受けた者と二重譲渡の対抗関係

8-6

第一の債権譲渡について、債務者の承諾が口頭によるものであったときは、譲受人がその債権をさらに債権譲渡し、確定日付がある証書による通知がされたときであっても、その債権を二重に譲り受けた者に対しては、債権の譲受けを対抗することができない。

(3) 債権譲渡予約の対抗要件

指名債権譲渡の予約についてされた確定日付のある証書により、債務者に対する通知又は債務者の承諾がされても、債務者はこれによって当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するととどまるから、当該予約の完結による債権譲渡の効力は、第三者に対抗することができない（最判平 13.11.27）。

6 指名債権の譲渡における債務者の抗弁

3-18

468 条【指名債権の譲渡における債務者の抗弁】

26-17

II 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

(1) 抗弁の承継

i 意義等

意義	債権譲渡は、債権の同一性を維持して移転するので、債権譲渡の通知を受けるまでに債務者が債権者に対抗できた事由は譲受人にも対抗することができる（468II）。
事由	債権の不成立、取消し・解除による債権の消滅、弁済、消滅時効の完成、同時履行の抗弁権（533）等

ii 468 条 2 項と 94 条 2 項の優劣

14-17

94 条 2 項が優先適用され、仮装債権の債務者は善意の第三者に債権の不存在を対抗できない（大判大 4.7.10）。

iii 債権譲渡と相殺

s63-05

債務者が債権譲渡の通知を受ける前に譲渡人に対して反対債権を有していれば、弁済期の前後を問わず、譲受人に対し相殺を主張することができる（最判昭 50.12.8）。

7-7

27-18

(2) 抗弁の切断

8-6

468条【指名債権の譲渡における債務者の抗弁】

I 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。

i 趣旨

債務者が債権譲渡につき異議をとどめない承諾をした以上、譲受人はその債権にはもはや何らの抗弁も付されていないものと信ずるのが通常であり、そのような善意の譲受人の信頼を保護し債権譲渡の安全を保障することにある。

ii 効果

異議をとどめない承諾をすると債務者は譲渡人に対抗できた事由を譲受人に対抗できなくなる。当該事由は、468条2項の事由と同義である。

19-18

もともと、債務者が譲渡人に対抗することのできる事由が存在することにつき悪意の者を保護する必要はないから、異議をとどめない承諾をした債務者は、悪意の譲受人に対して抗弁を対抗できる。

e.g. 請負契約報酬請求権が第三者に譲渡され、対抗要件を備えた後に、請負人の仕事完成義務不履行が生じこれに基づき請負契約が解除された場合、債務者(注文者)が異議をとどめない承諾をしても、譲受人において右債権が未完成仕事部分に関する報酬請求権であることを知っていた場合には、債務者は譲受人に契約解除をもって対抗することができる(最判昭42.10.27)。

iii 異議をとどめない承諾と債権の帰属

9-5

『譲渡人に対抗することができた事由』とは債権の存否・内容に限られ、**債権の帰属は含まれない**(大判昭7.6.28)。債権の帰属の優劣は、467条2項の確定日付ある証書によって決せられるからである。

《重要判例》

- 債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができる(最判平27.11.20)。

iv 異議をとどめない承諾と保証債務・抵当権の復活

保証（抵当権）付きの債権が弁済によって消滅したにもかかわらず、その債権が保証（抵当権）付きで譲渡され、債務者がこれに異議をとどめない承諾をした場合、債権のみならず保証債務（抵当権）も復活するかが問題となる。

3-18.7-7
13-15
14-17
16-17

		保証債務	復活しない（大判昭 15.10.9） ∴ 債務者の一方的行為により保証人の保証債務消滅への期待を奪うべきではないから
抵当権	設定者が債務者	異議なき承諾前に利害関係人（第三取得者、後順位抵当権者）がいない場合	復活する（大決昭 8.8.18）
		異議なき承諾前に利害関係人（第三取得者、後順位抵当権者）がいる場合	復活しない（最判平 4.11.6）
	設定者が物上保証人		復活しない（通説） ∴ 債務者の一方的行為により物上保証人の抵当権消滅への期待を奪うべきではないため

s63-17

v 抗弁切断の限界

異議をとどめない承諾によって対抗できなくなる事由は、狭義の抗弁権にとどまらず、債権の成立、存続、行使を阻む一切の事由を含むと解されている。しかし、このような抗弁切断の効果にも限界がある。

判例は、『賭博の勝ち負けによって生じた債権が譲渡された場合においては、右債権の債務者が異議をとどめずに右債権譲渡を承諾したときであっても、債務者に信義則に反する行為があるなどの特段の事情のない限り、債務者は、右債権の譲受人に対して右債権の発生に係る契約の公序良俗違反による無効を主張してその履行を拒むことができる』としている（最判平 9.11.11）。

抗弁を切断し譲受人の取引安全を図るよりも、賭博行為による法律行為を無効とする要請が強いからである。